

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和3年11月18日(2021.11.18)

【公表番号】特表2019-521423(P2019-521423A)

【公表日】令和1年7月25日(2019.7.25)

【年通号数】公開・登録公報2019-030

【出願番号】特願2018-562020(P2018-562020)

【国際特許分類】

G 06 F 3/041 (2006.01)

G 06 F 3/044 (2006.01)

【F I】

G 06 F 3/041 4 8 0

G 06 F 3/041 4 2 0

G 06 F 3/044 1 2 4

【誤訳訂正書】

【提出日】令和3年10月1日(2021.10.1)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項1

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項1】

ハプティックタッチスクリーンであって、

複数の制御電極を含む下層と、

複数のハプティック電極を含む上層と、

前記下層と前記上層との間にある中間層と、

を含み、

前記ハプティック電極は制御電子機器に導電接続されない、ハプティックタッチスクリーン。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項11

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項11】

ハプティックタッチスクリーンを作製する方法であって、該方法は、

複数のハプティック電極を含む上層を形成することと、

複数の制御電極を含む下層を形成することと、

前記下層と前記上層との間の中間層を形成することと、

を含み、

前記ハプティック電極は制御電子機器に導電接続されない、方法。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0004

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0004】

本開示の1つの実施形態は、

ハプティックタッチスクリーンであって、
複数の制御電極を含む下層と、
複数のハプティック電極を含む上層と、
前記下層と前記上層との間にある中間層と、
を含むことができ、

前記ハプティック電極は制御電子機器に導電接続されない、ハプティックタッチスクリーンを含む。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0014

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0014】

本開示の別の実施形態は、
ハプティックタッチスクリーンを作製する方法であって、該方法は、
複数のハプティック電極を含む上層を形成することと、
複数の制御電極を含む下層を形成することと、
前記下層と前記上層との間に中間層を形成することと、
を含み、

前記ハプティック電極は制御電子機器に導電接続されない、方法を含む。

【誤訳訂正5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0027

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0027】

本発明において、上層内の電極は、互いに、又は制御電子機器に導電接続されない。しかしながら、制御電子機器に導電接続される制御電極の「下層」も設けられる。本発明において、タッチ検知だけでなく、ハプティックスも与えるための電気信号が下層上の電極を介して導入される。上層及び下層は中間層によって分離され、中間層は透明とすることができます。中間層は通常、下層に機械的保護を与えるほど十分に厚い。一実施形態において、中間層は10μm～10mmの厚さを有する。

【誤訳訂正6】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0031

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0031】

一実施形態において、浮遊電極の構成は、制御電極の構成（例えば、図1に示される）と同一である。唯一の違いは、浮遊電極を制御電子機器に接続する信号線106、108が存在しなくなることである。言い換えると、浮遊電極は、互いに電気連通していなくてもよい。さらに、各浮遊電極が対応する制御電極の真上に存在するように2つの層を位置合わせすることができる。この「鏡像」配置は、制御電極に印加される信号が主に浮遊電極に伝えられるように、各制御電極からその対応する浮遊電極への強い容量性結合を確立する。この手法の利点は、浮遊電極を制御電極の延長部分と考えることができ、検知及びハプティックスの両方に関する（並びに検知及びハプティックスを同時に用うための）既知の技法を、変更することなく使用できることである。別の実施形態において、浮遊電極の構成は、制御電極の構成とは異なる。